

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第24号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4又は第28条の5</u>の規定に基づく採用に関する苦情相談</p> <p>2 略</p>	<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第22条の4</u>の規定に基づく採用に関する苦情相談</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和14年3月31日までの間は、この規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条第1項第2号中「法第22条の4の規定」とあるのは、「法第22条の4又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定」とする。